

食料・農業・農村政策審議会 第1回消費・安全分科会議事要旨（速報版）

－速報版のため事後修正の可能性あり－

日 時：平成15年8月7日（木） 10：30～12：30

場 所：三田共用会議所国際会議室

出席者：安高委員、大木委員、田嶋委員、山本委員、安藤委員、伊藤委員、伊東委員、
柏崎委員、神田委員、幸島委員、中村委員、新山委員

- 議 事：（1）開会
（2）委員紹介
（3）渡辺農林水産大臣政務官挨拶
（4）分科会長互選
（5）分科会長挨拶
（6）分科会長代理指名
（7）議事規則
（8）家畜衛生部会（仮称）の設置について
（9）配布資料の説明
（10）意見交換
（11）今後の分科会の運営について
（12）閉会

議事概要：

- 委員紹介に引き続き、渡辺農林水産大臣政務官挨拶が行われた。
- 分科会長として、山本委員が選出された。分科会長代理として、柏崎委員が指名された。
- 事務局より、議事規則について説明を行った。
- 事務局より、専門性の高い家畜衛生に係る分野を担当する部会として「家畜衛生部会」を設置することについて説明を行った。質疑の概要は以下のとおり。
 - ・ 資料2の第3条にある「重要なもので分科会において審議すべきもの」は分科会長が判断することになるのか。
- これに対し、事務局から以下の説明を行った。
 - ・ 分科会長が決定することとなる。
 - ・ 他の審議会の分科会、部会の規定も同様であるが、現実問題としては、分科会長と部会長が十分に相談を行いながら運営するものとする。
- 家畜衛生部会の設置について承認された。同部会所属委員として、大木委員、田嶋委員が選出された。また、同部会に属する臨時委員及び専門委員を追加任命することについて了解された。
- 事務局等から配布資料について説明を行った。質疑の概要は以下のとおり。
 - ・ 先日出席した審議会の部会において、BSEを背景に売れなくなった牛肉が昨年あたりから売れるようになったのは、トレーサビリティによるものではなく全頭検査ができるようになったためだという発言があった。トレーサビリティ自体は安全性を保証するものではないと思うが、現場では、農薬の使用履歴を記録しており、トレーサビリティにより安全性は機能すると考える。農薬取締法についても、以前はコマツナに使用できなかつた農薬が、アブラナ科の非結球野菜に広く使用できるように変わるなど、合理的な内容になってきている。トレーサビリティ、その他の規制について、農家が納得して守ることのできるような内容にしてほしい。
 - ・ 米について、減反で需給調整をしている一方で、生産量の増加につながる農薬の使用に関

する施策も行っている。どのように考えているのか。

- ・ 残留農薬基準は、野菜によって異なる。1回あたりの食べる量が違うので、そうかなとも思うが、農薬を使用する方々はそこまで考えているのか。今後、加工食品を扱うメーカーとしても残留農薬について考えていかなければならないので、原料を扱う段階でも管理して欲しい。残留農薬基準の決定方法も教えて欲しい。

- ・ 工程表の中で残留農薬に関するモニタリングの記述があるが、登録されていない農薬について調査するという事なのか。もしそうであれば、厚生労働省と連携して欲しい。厚生労働省からもモニタリングの話があり、効率よくやって欲しい。

- ・ 厚生労働省からの食品衛生法の改正の説明で、予防原則に立った対応の話があったが、消費者が使う予防と考え方が違うと思っている。今後、リスクコミュニケーションをすることはよいことだが、考え方をはっきりさせて進めて欲しい。

- ・ 大綱の内容は理解するが、今後どう進めていくかが課題。特に、生産者や事業者がどれだけ認識しているのか懸念している。工程表を見ると、生産者・事業者・行政の意識改革をどのように行うのかが見えない。

- ・ 長崎のトラフグについて、消費者が選ぶ手段がないまま、出荷することを決定したことは遺憾である。そのものが安全であるかどうかだけでなく、消費者が選択できるようにすることも必要。また、出荷が難しいのではないかと委員会の結果が反映されていない。このままでは心配である。

- ・ 輸入食品の残留農薬について、外国と協議する場があるのかおたずねしたい。

- ・ 先ほど、生産者が納得できる規制のあり方という話があったが、消費者が安心できる規制は必要であることは忘れないで欲しい。大綱を見ると、対策は整っているが、これからどう進めていくのかが課題であり、消費者サイドに立った視点は重視して欲しい。そのためにはコミュニケーションが大切であり、情報を出すだけでなく、受け手に納得してもらえることが必要。

- ・ 輸入農産物や輸入食品については、原産国の取扱のチェックもしてほしい。EUやアメリカは原産国の栽培管理に厳しいチェックをしているが、日本はどう取り組んでいくのか。

- ・ 流通、加工段階において、農水省と厚労省の連携がどのように確保されるのか。食中毒の大半は流通・加工段階で起こっており、強力な連携が必要。

- ・ 工程表では危機管理についても記述してあり期待しているが、マニュアルの作成は医療機関や保健所も絡んでくるので厚生労働省とも連携して欲しい。

- ・ トレーサビリティについては、いち早く取り組んでいるところが信頼の確保につながっている。牛肉についても、問題があれば遡り、回収できる仕組みができたので、そこが信頼につながったのではないかと。大綱では、安心・信頼の確保にトレーサビリティが位置づけられているが、リスク管理の手段であることもわかるような位置づけにした方が理解が進むのではないかと。また、食品衛生法の改正でも実質的にトレーサビリティが盛り込まれており、うまく連携して頂く形にしてほしい。

- ・ 大綱は、一国民として信頼できる内容ではないかと考えている。しかし、基本的考え方の1つにある「生産者・事業者による安全・安心な食品供給の促進」において、生産者の生活を守るという視点もないと進まないのではないかと。

- ・ 表示の適正化について、工程表ではうなぎ加工品を扱っているが、なぜうなぎを扱っているのか教えて欲しい。

- ・ 生産者が農薬を適正に使用しているかをチェックするのは良いことだが、果たして実効性はあるのか。生産者にそのような意識があっても、流通側から「この農薬を使ってもっと見栄えをよくしてくれ」と言われるような場合もありうるので、流通側の意識が伴わないと進まないのではないかと。

○ これに対し、事務局等から以下の説明を行った。

<農林水産省>

- ・ 農薬は、適正に使用すれば安全性に問題はない。安定的な収量を得るため、品質管理に役立てるため、農薬の使用は必要。

- ・ 需要に応じた生産を行うために、潜在的な生産能力を考えると需給調整をしなければならないが、今回の米改革の一番のポイントは、米を作らせない面積から米をつくる量で調整するようにしたこと。消費者が欲しいと思う有機、減農薬のような、慣行的な生産よりも収量が少なくなる栽培に取り組みやすくなっている。農薬は、病害虫が出たときのコントロール手法として不可欠。

- ・ 生産現場での適正な農薬使用については、今回の組織改革で地方組織が充実したので、適正使用を確保するためのマニュアルを作っている。まず現場に対して情報提供を十分行い、ルール違反に対する指導をしていきたい。

- ・ 長崎県でおきたホルマリン使用の件については、行政指導だけでなく、養殖業者団体も自ら使わないといていたにも関わらず使っていたものであり、誠に遺憾。ホルマリンを使わずに適正な養殖を行っていた業者を守るための措置等適正に対処したい。意識改革について、職員に対しては、国民の健康保護を第一に、消費者の視点で考えるよう徹底している。あとは、言葉よりも我々の組織が機能していることに対して評価がいただけるよう態度で示していくしかないと思う。
- ・ 世界的に見ると、食品添加物等をCODEXで議論することがグローバルスタンダードとなっており、そこに留意しながら対応したい。また、情報収集がこれまでできていなかったため、7月からは国際室もつくり体制を整えたところ。
- ・ 原産国の取扱について、輸入する農産物について情報収集は努力したいが、相手国にこのようにすべきとはなかなか言えない。情報収集をまず行い、次は水際対策をきちんとすることではないかと思う。厚生労働省との連携確保については、総論として、地方組織に対し自治体等と連携するようとの指示はしているが、具体的な対応については、ご提案をいただければありがたい。危機管理マニュアルについては、厚生労働省とも相談しながら進めたい。
- ・ うなぎについてのご質問について、表示のチェックは、年間を通じて行っているが、季節的な話題性や消費者の関心の高いものについて取り上げてチェックする必要もあるので、7月の調査ではうなぎを取り上げたところ。今後も必要なものについてやっていきたい。
- ・ 流通業者に対しても意識改革が行われるよう情報提供は行っていきたい。消費者側からの声も効果が大きいのでお願いしたい。
- ・ トレーサビリティについては、大綱をつくる過程でも議論したところ。ご発言にあったように、リスク管理において有効な手段であるということは認識している。しかし、一方でトレーサビリティを行えばリスク管理ができると誤解される向きもあり、あえて、消費者の安心・信頼の確保に取り上げた。中身としては、リスク管理手法として有効である旨を記述している。導入促進に当たっては、今後関係者からの意見を聞いたり、実態調査を行って、進めていきたい。
- ・ 残留農薬のモニタリングは、基本的に厚生労働省だが、農林水産省としても事業者が原料のチェックをするのは大変なので、比較的国内でよく使われる農薬や海外でよく使われる農薬について、独立行政法人でモニタリングを行い公表している。万が一オーバーしたものについて、すぐ厚生労働省に伝え、必要な措置をとっていただいている。
- ・ 使用基準は、農家の通常の使用方法で使ってもらって、残留農薬基準を超えないように決めている。昨年来の無登録農薬の問題は使っただけで違反だった。今後も、登録の方法の工夫は必要であると考えている。

<厚生労働省>

- ・ 予防に関する認識ギャップであるが、EU規則の予防原則については必ずしも概念はハッキリしていないところがある。そのような中、例えば健康食品の被害があり、因果関係はハッキリしないが情報提供をする必要があるものについては公表する等の対応をとっている。消費者と国とのギャップはあまりないと考えているが、対応していきたい。
- ・ 外国との協議の場であるが、EU、アメリカと会合の機会をもっている。中国産ほうれん草の問題もあり、2国間の協議を行えるようになってきている。
- ・ 流通段階の連携の話であるが、各自治体に食品衛生監視指導計画を作ってもらう中で生産段階との連携を行うようにしており、これからも進めていきたい。HACCPについては、農水との共管であり、協力して進めたい。
- ・ 食品衛生法におけるトレーサビリティについては、努力義務として位置づけている。任意ではあるが、川上の段階でわかれば対処しやすいということで進めている。
- ・ 危機管理についての全体の方針は食品安全委員会と考えるが、マニュアルを含め、農水省との連携を進めていきたい。

○ 事務局より、今後のスケジュールについて、家畜衛生部会を9月中を目途に開催すること、年度内に時期を見て第2回分科会を開催すること等について説明し、了解されて会議は終了した。

以上